

信用取引の契約締結前交付書面（オンライントレード用）新旧対照表

下線部分を改正

旧	新
<p>別紙2 委託保証金等について 1～3 (省略) 4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用新規建取引をしていただくときの、1回の注文の最低限度は1売買単位となります。 ダイレクト信用取引の最大建玉限度額は、原則として10億円（ただし、同一銘柄は、原則として3億円、東証マザーズ、東証JASDAQ（<u>グロース</u>）又は<u>名証セントレックス</u>の上場銘柄の同一銘柄は、原則として5千万円）とさせていただきます。 <p style="text-align: center;">（以下、省略）</p> <p>別紙3 代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>国債……………95%以下 政府保証債……………90%〃 地方債・社債……………85%〃 金融債……………85%〃 上場新株予約権付社債……………80%〃 上場株券……………80%〃 <u>新市場</u>上場株券……………50%〃</p> <p>公社債投信……………85%〃 追加型株式投信……………80%〃 単位型株式投信……………80%〃（クローズド期間終了後のもの） 上場投資信託・上場投資証券…80%〃（ETF、不動産投信等） ※国内の金融商品取引所に上場されていない債券については、日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限ります。</p> <p>（代用有価証券の掛目の変更等について） 当社の判断によりダイレクト信用取引に係る代用有価証券の掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して7営業日目以降の日といたします。ただし下記②の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日以降の日から適用するものといたします。</p> <p>① <u>新市場</u>上場株券の場合</p>	<p>別紙2 委託保証金等について 1～3 (現行通り) 4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用新規建取引をしていただくときの、1回の注文の最低限度は1売買単位となります。 ダイレクト信用取引の最大建玉限度額は、原則として10億円（ただし、同一銘柄は、原則として3億円、東証グロース市場又は<u>名証ネクスト市場</u>の上場銘柄の同一銘柄は、原則として5千万円）とさせていただきます。 <p style="text-align: center;">（以下、現行通り）</p> <p>別紙3 代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>国債……………95%以下 政府保証債……………90%〃 地方債・社債……………85%〃 金融債……………85%〃 上場新株予約権付社債……………80%〃 上場株券……………80%〃 <u>新興市場</u>上場株券……………50%〃（東京証券取引所グロース市場/<u>名古屋証券取引所ネクスト市場</u>/<u>札幌証券取引所アンビシャス</u>/<u>福岡証券取引所 Q-Board</u>）</p> <p>公社債投信……………85%〃 追加型株式投信……………80%〃 単位型株式投信……………80%〃（クローズド期間終了後のもの） 上場投資信託・上場投資証券…80%〃（ETF、不動産投信等） ※国内の金融商品取引所に上場されていない債券については、日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限ります。</p> <p>（代用有価証券の掛目の変更等について） 当社の判断によりダイレクト信用取引に係る代用有価証券の掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して7営業日目以降の日といたします。ただし下記②の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日以降の日から適用するものといたします。</p> <p>① <u>新興市場</u>上場株券の場合</p>

(以下、省略)	(以下、省略)
参考 ダイレクト信用取引の基本的な流れ 省略 ■ 主な代用有価証券の掛目（前日時価に対して） 国債…………… 95%以下 政府保証債…………… 90%〃 地方債・社債…………… 85%〃 金融債…………… 85%〃 上場新株予約権付社債…………… 80%〃 上場株券…………… 80%〃 <u>新市場</u> 上場株券…………… 50%〃 (以下、省略)	参考 ダイレクト信用取引の基本的な流れ 省略 ■ 主な代用有価証券の掛目（前日時価に対して） 国債…………… 95%以下 政府保証債…………… 90%〃 地方債・社債…………… 85%〃 金融債…………… 85%〃 上場新株予約権付社債…………… 80%〃 上場株券…………… 80%〃 <u>新興市場</u> 上場株券…………… 50%〃 (以下、省略)

以 上